

～ お知らせ ～

インボイス制度に関する申請書等の提出先及び様式変更等について

日頃より、当所事業活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、インボイス制度に関する申請書等の書面による提出先及び新しい基幹システム（K S K 2）の導入に伴う様式変更等に関して、下記のとおりお知らせいたしますので、貴事業所におきまして、ご確認くださいませよう、宜しくお願い申し上げます。

記

1 インボイス制度に関する申請書等の書面による提出先

【令和8年9月23日（水）まで】

これまでと同様、管轄の各国税局（沖縄国税事務所）のインボイス登録センター宛に提出願います。

インボイス登録センターの所在地（提出先）については、国税庁ホームページに掲載していますが、札幌国税局インボイス登録センターにつきましては、次のとおり令和8年7月13日（月）に移転しますので、提出の際は特にご留意ください。

移転時期及び提出先住所	
令和8年7月12日（日）まで	令和8年7月13日（月）以降
〒063-8540 札幌市西区発寒4条1丁目7番1号	〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目 （札幌第2合同庁舎）

【令和8年9月24日（木）以降】

管轄の各国税局（沖縄国税事務所）の業務センター宛に提出願います。

なお、業務センターの所在地（提出先）については、令和8年7月1日（水）に国税庁ホームページへ掲載いたしますので、あらかじめご確認ください。

（注）令和8年7月10日（金）からは、全税務署が内部事務のセンター化の対象署となります。

2 インボイス制度に関する申請書等の様式変更

令和8年6月以降、インボイス制度に関する申請書等を含む国税関係の各種様式が変更となります。

変更後においては、新様式（A I - O C R様式）により提出するようお願いします。

3 インボイス制度に関する申請書等の早期提出のお願い

K S K 2 の導入に伴い、令和 8 年 9 月 19 日（土）0時から 9 月 24 日（木）8時 30 分の間及び令和 8 年 9 月 26 日（土）0時から 24 時の間においては e-Tax が利用できないほか、導入前後の作業等の影響により、通常期に比して、インボイス登録等の処理に時間を要する場合があります。

このため、インボイス制度に関する申請等を予定している場合には、利用停止期間も踏まえた上で、余裕を持って手続きを行うようお願いいたします。

（参考）国税庁ホームページ リンク集

- ・各局（所）インボイス登録センターのご案内

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_yuso.htm

- ・税務署の内部事務のセンター化について

https://www.nta.go.jp/about/organization/gyomu_center/index.htm

- ・国税システムの更改について

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/sodan/system.htm>